

総務委員会会議記録（第3号）

令和7年 3月10日

福島県議会

1 日時

令和7年 3月10日（月曜）

午前 10時59分 開議

午後 2時27分 散会

2 場所

総務委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

委員長	高宮光敏	副委員長	渡辺康平
委員	渡辺義信	委員	宮川えみ子
委員	古市三久	委員	水野さちこ
委員	三村博隆	委員	江花圭司
委員	猪俣明伸		

5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開議）

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開く。

この際、先日の総務部の審査における執行部の答弁について、市町村行政課長より発言を求められているのでこれを許す。

市町村行政課長

3月7日に宮川委員から質問のあった被災市町村に対する人的支援事業の現状について、令和7年3月1日現在、被災市町村からの要望者数550名に対して508名確保、充足率92%と答弁したが、正しくは550名に対して505名確保、充足率は変更な

く92%に訂正する。

高宮光敏委員長

ただいまの件について、了承願う。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 10時59分 休憩)

(午前 11時 開議)

高宮光敏委員長

これより危機管理部の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外1件を一括議題とする。

直ちに、危機管理部長の説明を求める。

危機管理部長

(別紙「2月県議会定例会総務委員会危機管理部長説明要旨」(当初予算)説明)

高宮光敏委員長

続いて、危機管理課長の説明を求める。

危機管理課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

続いて、災害対策課長の説明を求める。

災害対策課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

江花圭司委員

危15ページの福島県防災基本条例に関する予算は計上されているのか。

災害対策課長

当条例は理念条例であり、発災時における自助・共助・公助の主体ごとの役割や取組内容を規定している。様々な事業は地域防災計画に基づき実施しているため、条例制定に伴う新たな予算計上はない。

宮川えみ子委員

気候危機により、これまでの想定を越える豪雪、豪雨、地震などの大規模な自然災害が今後発生するのではないかと指摘されている。2月の豪雪時には各団体や県民から様々な要望や意見を聞いたが、高齢者などの災害弱者対策などの問題も含めて、県、市町村間での意見交換や取組が必要ではないか。条例制定に当たり、県ではこのような問題をどのように考えているのか。

災害対策課長

各自治体との情報共有の重要性は委員指摘のとおりであると認識している。

今回の大雪でも事前に各自治体と情報共有を図っており、今後も同様に取り組んでいく。

高齢化についても委員指摘のとおりであると認識しており、県では既存の体制を活用しながら、高齢者や障がい者などが被災した際に迅速な対応ができるよう個別避難計画の策定に取り組んでいる。その後の被災者の生活再建支援については、今年度に災害ケースマネジメントの体制づくりを行い、来年度以降も引き続き被災した際の生活支援が滞らないよう取り組んでいく。

宮川えみ子委員

条例制定により関係者の意識の転換が図られると思うため、県、市町村、関係機関での危機感を共有してほしいが、県の考えを聞く。

災害対策課長

マイ避難の推進や市町村の各地区に県職員が直接出向いて地区防災計画の作成支援を行うなど、様々な取組を通じて今回の防災基本条例の理念や考え方を県民に伝えていく。

古市三久委員

本県は東日本大震災を経験しており、県民の災害に対する心構えは他県よりも高いと思うが、そうした中で防災基本条例を制定することについては、どのような考えによるものか。

災害対策課長

自然災害による被害を完全に防ぐことは難しいと認識している。東日本大震災では被害を最小化する減災の必要性、令和元年東日本台風では自助、共助の意識を高め水害による死者ゼロを目指す社会の構築などを教訓とし、公助だけで対応できない部分は県民の自助、地域の共助が必要であるとの考えから、防災基本条例を制定することにより自助・共助・公助の連携を高めていくことを目指すものである。

古市三久委員

条例という仏はつくったが魂を入れなければ意味がないため、自助・共助・公助の連携は県民や関係者間で情報を共有し、小規模の自治体には県が支援するなど県主導でしっかりと進めてほしい。

宮川えみ子委員

部長説明にあった令和7年度における担当次長の新設や組織の改編、現地駐在の大熊町への移転などにより職員数は変動するのか。

原子力安全対策課長

現在2名程度を増員予定であり、うち1名は大熊町駐在職員を増員する予定で調整している。

宮川えみ子委員

もう1名の配属はどこか。

原子力安全対策課長

今回の組織改編による2名程度の増員のうち1名は大熊町駐在職員とする予定である。

宮川えみ子委員

大熊町駐在職員以外はまだ配属先が分からないのか。

原子力安全対策課長

2名増員のうち1名は大熊町駐在職員で、ほかの1名は本庁の所属に増員予定で調整している。

古市三久委員

危4ページの林野火災用消防資機材等更新事業の詳細を説明願う。

消防保安課長

ポンプや消防団員の防火衣等の購入費用である。

古市三久委員

計上額329万円でどの程度購入し、どこに支給するのか。

消防保安課長

各消防本部での購入に不足が生じる分である。

古市三久委員

各消防本部での購入に対する補助ということか。どの程度補助するのか。

消防保安課長

説明が不足していたが、大部分は消防庁から各市町村への直接補助である。

古市三久委員

県として今回計上している329万円の用途は何か。各市町村に分配するのか。

消防保安課長

要望のあった消防本部、市町村に対する補助である。

古市三久委員

林野火災の対応に必要な資機材とは具体的に何か。

消防保安課長

林野火災の消火については、上空からヘリコプターで広範囲に散水する方法と、火種を確認しジェットシューター（背負い式消火水のう）を使用する方法を想定しており、今回はジェットシューターの整備が対象である。

古市三久委員

要望のあった消防本部等に補助するとの説明であったが、300万円程度で十分なのか。

消防保安課長

ジェットシューターは1台10万円程度であり、委員指摘のとおり計上額では大量購入できないが、各消防本部では国の補助金等により基本台数は整備済みであるため、主に更新が必要な機材に対する補助である。

災害対策課長

補足して説明する。各消防本部に配備するほか林野火災発生時の派遣要請により自衛隊が使用する資機材を配備するための予算も含まれている。

古市三久委員

自衛隊は災害対策に必要な資機材を持っていないのか。

災害対策課長

自衛隊に派遣要請した場合は、要請元の自治体が資機材を用意することとなっている。

消防保安課長

自衛隊にも資機材は備えてあるが、災害対策活動で不足する分を県で準備するものである。

古市三久委員

岩手県大船渡市で発生したような大規模火災がいつ本県で起きるか分からないため、災害に備えた整備の充実が必要であると思う。この資機材整備に対する予算計上は今回が初めてか。

災害対策課長

以前から予算措置されている。

古市三久委員

必要な予算を措置し、災害に対する体制整備や訓練にしっかり取り組んでほしいため、よろしく願う。

猪俣明伸委員

危 5 ページの総合情報通信ネットワーク管理費約41億円について、令和6年度当初予算約29億円に対して7年度は総合情報通信ネットワーク整備事業で約14億円増額する理由を説明願う。

災害対策課長

今年度から実施している総合情報通信ネットワークの更新作業に必要な費用の増額である。

古市三久委員

国の総合経済対策にある防災・減災関連費用は、来年度の当初予算に反映されているのか。

災害対策課長

今年度の2月補正予算で計上した。

古市三久委員

防災関連のトイレ整備等の経費か。

災害対策課長

そのとおりである。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

渡辺康平副委員長

部長説明にあった2月10日に発生した雪崩について聞く。

今回は本県の消防防災ヘリコプターがメンテナンス中であったため、群馬県と栃木県の協力により救助した。現在本県では消防防災ヘリコプター1機、県警察本部ヘリコプター1機の2機体制であるが、通常はメンテナンスと運用、訓練の3機を必要とする。災害が広域化、大規模化している中で、現状の配備で十分なのか県民も懸念している。そこで、消防防災ヘリコプターの運用については今後も現状の広域的な応援体制を続けていくのか、県の考えを聞く。

災害対策課長

消防防災ヘリコプターの運用については、東北各県、北海道、新潟県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県と協定を締結している。今回の雪崩発生時に本県の消防防災ヘリコプターが点検中であったことから、この広域協定に基づき栃木県と群馬県に応援を求めたものである。今後も協定に基づき運用していく。

渡辺康平副委員長

今回、雪崩発生から2日後の救助となった点について状況を説明願う。

災害対策課長

野地温泉周辺で発生した雪崩の状況について説明する。当時はさらに雪崩の危険性があり道路啓開の見通しが立たない状況であったため、雪崩発生翌日から協定に基づく他県の消防防災ヘリコプターの出動を要請し飛行準備を進めていた。しかし、雪崩発生の翌日は応援ヘリコプターが各ヘリポートに戻る時間が取れないため救助活動を断念し、2日後の救助となった。

渡辺康平副委員長

承知した。要望であるが、応援ヘリコプターの要請には各陸上自衛隊や新潟県の航空自衛隊との連携等も今後必要になると思うため、他県や自衛隊とより一層緊密な連携を図ってほしい。

次に、災害時の偽情報対策について、追加代表質問で質問した際は、「先進事例を踏まえて今後取り組む」との答弁であったが、今後の取組についてもう少し具体的に説明願う。

危機管理課長

災害時における偽情報対策については、総合防災情報システムに導入したAI技術により、SNSの投稿から信憑性の高い情報を確認できる機能などを活用していく。しかしながら、災害時における当該機能の活用事例がまだ少ないため、今後活用事例を積み重ね有効性を確認した上で関係部局と共有していく。引き続き他県の取組や実証実験等の結果を確認しながら、日頃からの県民への啓発や災害時の正確な情報発信に取り組んでいく。具体的には、防災講座などで県の防災ハンドブックの内容についての理解をより深める取組、デジタル変革課と連携したパソコン教室等での情報リテラシー教育において偽情報対策について学べる取組を検討している。

水野さちこ委員

今回の会津の雪害では、除雪が間に合わず救急車が道路を通行できない状況であった。危機管理部として豪雪に対する備えが万全だったのか、また、この62年ぶりの豪雪を踏まえた検証を行い今後どのように対応していくのか、県の考えを聞く。

災害対策課長

2月4日以前から気象庁と情報共有し、豪雪の可能性についてマスコミへの情報提供と市町村との情報共有を行った。災害救助法の適用については、関係市町村と情報を共有しながら行ってきた。

道路の状況については、降雪前から土木部と情報共有し、道路状況や渋滞状況を把握して対応してきた。また、立ち往生する車を未然に防ぐため、東北地方整備局等と情報共有しながら国道等の予防的通行止めを行ったところであり、今後も関係機関との情報共有を密にして災害対応に取り組んでいく。

水野さちこ委員

初期対応は本当にこれでよかったのか。先日、会津若松市教育長と話をした際、

教育長から「今回の豪雪は誰も悪くない、雪がたくさん降ったのが悪いんだ」と言われたが、様々な関係機関と連携した危機管理体制の構築が求められている時にその言葉は不適切ではないかと感じ非常に残念な気持ちになった。62年ぶりの大雪であり住民も油断していたかもしれないが、気象庁の予報からある程度予測できるため、災害に対する意識改革を含めた危機管理にしっかりと取り組んでほしい。要望である。

危機管理部長

災害対策課長説明のとおり、このたびの会津の豪雪に対する初期対応においては市町村と十分に連絡体制を取っていた。

次に、除雪については、気象庁からの情報を庁内関係各課と共有し、今回の雪は尋常ではないとの認識の下、土木部では雪害対策本部を立ち上げ県道や国道等の除雪体制づくりを進めてきた。とはいえ、降雪量が多く除雪後の排雪場所が通常の河川敷だけでは不足したため、県立病院跡地を確保するなどの努力をしてきた。

県としては、連絡体制が十分であったため災害救助法を迅速に適用できたと考えているが、道路の除排雪なども含め今回の豪雪対応において足りなかった点や意見などを市町村から聞き、考えていく。

宮川えみ子委員

災害救助法の対象は雪下ろしだけか。あわせて、支援までの仕組みを説明願う。

災害対策課長

屋根の雪下ろしについては、災害救助法では「障害物の除去」と位置づけられている。一般的な除雪と災害救助法の除雪は制度的に異なっており、人命に危害が及ぶ危険性のある緊急性の高い場合に災害救助法が適用される。例えば、雪の重みで家屋が倒壊する可能性がある場合、雪により軒下のプロパンガスが交換できないなど生活に支障が出る場合、雪により介護サービスを行う車両が駐車できずサービスを受けることができない場合などが対象となる。

次に、災害救助法の仕組みである。法の適用は知事の権限であるが、今回の豪雪では市町村と連絡を密にし状況を正確に把握しながら、条件を満たした19市町村に対し適用した。除雪費用については、市町村が民間業者に委託した費用を国と県が負担する。

高宮光敏委員長

一般的事項に対する質問の途中であるが、ここで暫時休憩する。
再開は午後1時とする。

(午前 11時58分 休憩)

(午後 0時59分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は発言願う。

江花圭司委員

今回の豪雪に関連して、災害救助法の適用日が異なっている点について市町村から疑問の声を聞いている。法適用の経緯について説明願う。

災害対策課長

災害救助法の適用前から、大雪警報が発令された市町村と情報共有を図っており、各首長に問い合わせた上で災害救助法の適用を行ってきた。あくまでも想像であるが、会津地方全体で雪は降っていたものの、雪に慣れている、まだ住家被害のおそれがないなどのそれぞれの状況から各市町村で法の適用について判断したものと考えている。

江花圭司委員

市町村の意見を踏まえて災害救助法を適用したことは理解できるが、担当者への説明から首長判断までどのような過程で行っているのか。

災害対策課長

基本的には各市町村の防災担当部署と情報共有を図っているが、総合的に判断をしているものと考えている。

江花圭司委員

地域防災計画には、災害発生時の指揮命令系統や状況の把握など一連の流れが定められているのか。

災害対策課長

地域防災計画における県の体制は、まず警報が出された場合に警戒配備となり、次の段階は特別警戒配備、さらに大規模な災害が発生した場合は災害対策本部の設置となる。県と連動して市町村も同様の体制となる。

宮川えみ子委員

雪下ろしの今後の進捗見込みと、災害救助法の解除の見通しについて聞く。

災害対策課長

2月28日まで災害救助法の障害物の除去として除雪を実施し、それ以降は3市町において3月10日まで災害救助法の適用を延長していた。現在、災害救助法により除雪を実施した件数は受付件数と同数の840件であり、3月10日以降の災害救助法の延長について意向を確認したところ不要との回答であったことから、本日をもって法に基づく障害物の除去は完了している。

宮川えみ子委員

倒壊した家の修理などについて状況を把握しているか。

災害対策課長

現在把握している被害状況は半壊4棟である。今後も市町村と連携を図り対応していく。

宮川えみ子委員

激甚災害の適用についてはどうか。

災害対策課長

激甚災害の認定については、今後、雪解けを待って詳細な被害状況を確認してからとなる。

猪俣明伸委員

災害救助法が適用された場合の応急修理の限度額は半壊71万円、準半壊34万円であるが、地元住民の話では、一部損壊の判定でも実態として修理は全部の交換が必要となる。このような場合は災害救助法の適用にならないのか、また全壊扱いにならない場合のほかの救済策はないのか。

災害対策課長

半壊、全壊等の認定については、内閣府の定める「災害の被害認定基準」等に基づき「住家被害認定調査」により行う。今後、雪解けを待って各市町村に対し改めて調査に係る研修会を行っていく。

宮川えみ子委員

前例のない大雪であり、住居の傷み度合いがなかなか見えにくいなどの心配もされるため、認定結果に住民の不満が出ないようにしっかりと進めてほしいがどうか。

災害対策課長

委員指摘のとおり、今回のような短期間における大雪は経験がないため、災害救助法を適用した市町村に対し、座学はもとより実地も踏まえた評価方法について改めて研修を予定している。

宮川えみ子委員

豪雪が原因で何日も出勤できなかった、福祉施設で経費が通常より多くかかったなどの声を聞くが、このような場合の支援策はあるのか。

災害対策課長

災害救助法上の支援策については市町村職員の超過勤務手当の費用に対応しているが、福祉施設への支援等については各部局の所管となるため承知していない。

古市三久委員

豪雨については線状降水帯の発生が原因とされているが、今回の豪雪については発生メカニズムや再発の可能性を分析しているのか。

災害対策課長

福島地方気象台の見解では、朝鮮半島からの気流により降雪エネルギーを供給し続けていたため、降雪が1週間以上続いたとのことである。

今後同様の豪雪が発生する可能性については、まだ気象台とは共有していないが、県としては可能性がある前提で防災体制の確認を徹底しながら対応に当たる。

古市三久委員

会津若松市民からは、今回の豪雪で雪捨て場がないため町が機能しなくなったとの声を聞いた。豪雪を想定してあらかじめ雪捨て場を確保しておくなどの対策が必要であると考えため、各市町村と協議し、しっかりと対応してほしいが県の考えを聞く。

災害対策課長

県としては危機管理部だけではなく、発災時の交通やライフラインの確保などについて全庁横断的に情報共有し対応を検討していく。

また、各市町村の地域防災計画においても雪害対策が示されているため、事前に

計画内容を確認した上で対応していく。

古市三久委員

今回の豪雪対応をしっかりと検証し今後に備えてほしい。

宮川えみ子委員

豪雪の場合は、例えば大通りであれば除雪が可能だが、生活道路や歩道は人力で対応せざるを得ず住民は家から出られない状況になる。高齢者などの要支援者にとってはさらに大変な状況であるため、迅速な応援体制が求められると思う。除雪に対する検証を深め支援体制を強化してほしいが、県の考えを聞く。

災害対策課長

除雪の支援体制については、各市町村の除雪計画等に基づく体制を活用して除雪を行う。その後、例えば防災ボランティアなどによる応援など様々な手を尽くしてもなお除雪が難しい場合は、自衛隊の派遣要請も視野に入れた対応となる。まずは市町村の除雪体制を発動し、必要に応じて土木部が支援するなど、県と市町村が総力を挙げて対応していく。

宮川えみ子委員

前例のない災害が今後も発生する前提で、一刻を争ういざという時の体制が必要であり危機感を持って災害対応に当たるべきと思うが、県の考えを聞く。

災害対策課長

災害発生後の対応では遅いため、県としては個別避難計画の推進や災害ケースマネジメントを通じて、それぞれのコミュニティと密接に連携し対応できるよう日頃から取り組んでいく。

古市三久委員

中通りや浜通りと比較して会津地方の高齢化率が高く、集落の災害対応機能は以前より低下している。特に中山間地域では高齢者の一人暮らしが多く、災害対応が困難になっている。市町村の役割であることはもちろんだが、広域自治体である県として、災害に限らず集落機能の低下についてしっかりと対応してほしい。

次に、福島第一原子力発電所の廃炉問題について、知事が今年3月初めにインタビューに答えた内容を聞くと発言のトーンが変わってきていると感じる。知事は廃炉対応について多々ある不十分な点をなんとかしなければと考えていると思う。取り出したデブリの処理と処分の方法や廃炉の最終形が決まっていないなど多くの問

題があるが、ALPS処理水の問題も含め40年で廃炉作業が本当に終わるのか。

福島民友新聞の社説に「現状の技術や知見を用いることで40年間でどこまで作業を進められるかを示さなければならない段階に来ている」「知事は国に対して実際には廃炉に何年かかるのか示してほしいと求めている」「地元でも計画どおりデブリの取り出しは難しいのではとの見方が徐々に広まっている」との記載がある。

東京電力は、廃炉の時期や状態について地元の人々や関係機関等と相談の上検討を進めていくと述べていることから、作業を進める当事者が廃炉の最終形などを全く考えていない。おかしいと思わないか。県は、しっかりとした考えで国に対し早急に廃炉の最終形を求めるべきであると思うが、県の考えを聞く。

原子力安全対策課長

まず、福島第一原子力発電所の廃炉については、安全かつ着実に進められることが本県復興の大前提であると考えている。燃料デブリの取り出しなどは前例のない極めて困難な取組であり、国と東京電力に対し世界の英知を結集して総力を挙げた取組を求めている。

次に、燃料デブリの取り出しについては、試験的取り出しが開始され今後得られた知見を踏まえて本格的な取り出し工法を検討の上、段階的に取り出す規模が拡大される。

経済産業大臣は昨年の定例記者会見において、一部の作業に遅れは生じているものの現時点では中長期ロードマップに基づく廃炉工程に影響は生じておらず、2051年までの廃止措置完了を目指して取り組んでいくと発言している。県としては、国と東京電力に対して中長期ロードマップに基づき燃料デブリを安全かつ確実に取り出し、廃炉を完遂するよう強く求めていく。

次に、廃炉の最終形については、国及び東京電力に対して燃料デブリを安全かつ確実に取り出すこと、燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において県外で適切に処分することを繰り返し求めており、引き続き強く求めていく。

古市三久委員

中間貯蔵施設の除去土壌については、中間貯蔵開始後30年以内に県外で最終処分することが国の責務として法律で決まっているが、処分できないため法律を変えてまで8,000Bq/kg以下の除去土壌を公共事業で再生利用しようとしている。一方で、

廃炉については法律で決まっておらず何の担保もない。これまで、6月26日から11月13日までのデブリ取り出し作業では0.7gを取り出したが、何人の作業員を費やした成果なのか。

原子力安全対策課長

東京電力に確認したところ、昨年の試験的取り出し作業人数はデブリの取り出しが再開された10月28日から取り出しが完了した11月7日までの期間で1日当たり70～80名程度であり、最大で85名、最少で23名との報告を受けている。

次に、作業体制については、毎日作業内容が異なることから何人何班との一律の体制ではなく、作業内容ごとに必要な人数と体制を定め計画被曝線量を設定の上、一人一人の被曝線量をリモートで常時監視しながら作業を行ったとの報告を受けている。

古市三久委員

10月28日から11月7日までの延べ人数は何名か。

原子力安全対策課長

延べ700～800名程度である。

古市三久委員

6～11月までの間、燃料デブリ0.7gを取り出すために2,527人が作業を行った。ある人の計算では、1回に1g取り出す場合、単純計算で880tでは2兆人以上が必要となるため、全て取り出すには天文学的人数が必要であることが廃炉作業の実態である。

次に、ALPS処理水の貯蔵タンクの解体について、J8タンク群のタンク貯蔵水は移送しなくてもよいと思うが、フランジ型のため移送が必要なのか。

原子力安全対策課長

現在、福島第一原子力発電所でALPS処理水等を保管しているタンクは、フランジ型ではなく、溶接型である。

古市三久委員

タンクの解体について説明願う。

原子力安全対策課長

現在、タンクの解体が進められているが、既に解体されたタンクはJ9タンク群12基のうちの1基であり、来年度末までに全て解体される。その後、J8タンク群

9基が解体される予定である。

古市三久委員

汚染水が1日に80t増えるとタンクが年間で30基増えることになり、12基を解体しても18基ずつ残っていくことも問題である。ALPS処理水を処理してもタンクは簡単に減らない。国と東京電力に完全止水をしっかりと求めるべきと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

汚染水対策については、汚染水の発生量を減らすことが最重要である。昨年度は1日当たり80m³の汚染水が発生したが、この数値は中長期ロードマップの2025年内に1日当たり100m³以下との目標を達成している。

委員指摘のとおり、ALPS処理水の元となる汚染水の発生量をさらに低減することは重要であり、県では国と東京電力に対して中長期ロードマップの目標達成はもとより、様々な知見や手法を活用した原子炉建屋等への地下水や雨水の抜本的な流入対策を求めている。

東京電力ではこれまでの構内のフェーシングや凍土遮水壁などの重層的対策に加え、新たに建屋外壁からの地下水の流入抑制策として局所的な止水工事を進めている。

県としては引き続き国及び東京電力に対し、汚染水のさらなる発生量の低減を求めるとともに廃炉安全監視協議会等を通じ国と東京電力の取組を厳しく監視していく。

古市三久委員

スラリー（高濃度汚泥）の脱水処理は2026年度開始予定が2028年度に延期になった。かなり高い技術が求められるが、安全に処理できる体制を早急に整えるべきである。また、スラリーを保管しているHIC（高性能容器）が放射線により劣化し中身が漏れ出す可能性もあるため、スラリーをしっかりと保管管理するよう国、東京電力に求めるべきである。

原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所にあるスラリーを含む水処理廃棄物については、廃棄物に含まれる放射性物質が外部に飛散、流出するなど周辺環境に影響を与えることのないよう適切に保管管理することが重要である。HICや吸着塔などの水処理廃棄物

についてはALPSスラリーの脱水安定化処理を行い、来年度に竣工予定の屋内保管庫に順次保管することが計画されている。

県としては、国と東京電力に対して水処理二次廃棄物を含む廃棄物が周辺環境に影響を与えることのないよう適正管理の徹底を求めるとともに、廃炉安全監視協議会を通じて東京電力の取組をしっかりと確認していく。

古市三久委員

国と東京電力には文書で求めるべきである。また、県として県民に説明する必要がある。国と東京電力に対して県の意見を反映させる場、地元住民との協議の場を設置するよう求めるべきと思うが、部長の考えを聞く。

危機管理部長

県としては、知事等が機会あるごとに直接国に申し入れている。例えば今後、燃料デブリの取り出しが本格化するに当たり、より精緻な中長期ロードマップを策定して示すべきと知事から国に申し入れている。

議論の場が必要との意見については、まずは精緻なロードマップがなければ議論が進まないことから、国、東京電力から県の要望に対する答えをもらった上でしっかりと議論していく。

私も昨年6月に政府要望に行った際に、原子力規制委員会、経済産業省にしっかりと要望を伝えてきた。知事にとどまらず全庁を挙げて県の考えをしっかりと国、東京電力に伝えていく。

古市三久委員

東京電力には、廃炉の最終形の決定に向けた地元との協議をしっかりと行ってほしい。

次に、廃炉安全監視協議会等の議事録を読んだが、部会の中で情報が共有されていることはよいと思う。一方、部会で議論された内容については東京電力に遵守させる拘束力がなく、東京電力は「分かりました。」と言うだけで済ませてよいのか疑問であり改善が必要であると思う。

労働者安全衛生対策部会の協議事項によると、要員確保に関する事、安全確保に関する事などが議論されているが、要員確保とは廃炉作業員の適正な確保を求めるといふことか。

原子力安全対策課長

委員指摘のとおり作業員の確保である。

古市三久委員

県では作業に要する人数を把握していないが、要員確保を議論する必要があるのか。

政策監

県としては、中長期ロードマップの記載事項についてしっかりと進捗を確認していく。労働者の確保についても、廃炉が滞らないようしっかりと要員を確保すること、技術レベルに応じた作業員を確保することなどが中長期ロードマップに定められているため、国、東京電力の取組をしっかりと確認していく必要がある。

古市三久委員

今示されている作業員6,000人が中長期ロードマップにおける40年での廃炉完了に必要な人員数であるのかどうかは分からないと思うため、どのような意味での要員確保であるのか質問した。労働者安全衛生対策部会でも東京電力から話を聞くだけでなく、被曝労働や多重下請けの問題等について国や東京電力に意見を言える会議の場となるような改善を強く要望する。

次に、廃炉安全監視協議会においては、特定原子力制度施設実施計画に基づく取組、福島第一原子力発電所の冷温停止に必要な取組等に関してよい議論を行っている。一方で、東京電力が議論の結果を踏まえた改善を実施しているのか疑問であるが、どうか。

原子力安全対策課長

県では、廃炉安全監視協議会や労働者安全衛生対策部会を開き、東京電力が行っている廃炉の取組を確認している。問題があれば、協議会や部会の場で、都度きちんと東京電力に対しトラブルの再発防止策や廃炉を安全かつ着実に進めるための取組などを求め、改善を指示している。

古市三久委員

東京電力の対応は改善に向けた姿勢が弱いと感じる。原子力規制庁も同様の問題意識を持っていると思うが、本県は各協議会での委員の発言や意見を踏まえた立場で東京電力に意見をしっかりと述べていく必要がある。県民の安全・安心が一番重要であるという視点で県としてしっかりと意見を伝え、東京電力にやるべきことをやらせなければならないと思うが、県の考えを聞く。

原子力安全対策課長

本県復興の大前提は、福島第一原子力発電所の廃炉が安全かつ着実に進められることである。国や東京電力の取組については廃炉安全監視協議会でしっかりと確認している。今後も定期的に廃炉安全監視協議会を開催して国や東京電力の取組を確認し、継続的にしっかりと意見していく考えである。

古市三久委員

今朝のテレビ報道では、日本海溝や北海道沖にひずみがたまっており大地震が起きる可能性があると伝えていた。福島第一原子力発電所は原発事故以来14年が経過し劣化しているため、今後の大地震に備えた対策も問われてくる。例えば、東京電力による1号機原子炉格納容器の内部調査の結果、ペDESTAL（原子炉圧力容器を下部から支える鉄筋コンクリート製の円筒状の構造物）内全周でコンクリートの損傷が確認されたが、このような状況で大地震が発生した場合にどうなるのか。また、使用済核燃料プールに燃料棒が保管されているが、どのような地震対策を行っているのか。このような点を国、東京電力にしっかりと求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所の地震対策について、現状、原子炉建屋については東日本大震災時の地震動600galを超える900galに対しても構造健全性は確保されると評価されている。県としては、東京電力に対して今後起こり得る様々なリスクを想定し、事前の対策にしっかりと取り組むよう引き続き求めていく。

古市三久委員

900galを超える地震が発生した場合に耐えられるのかを危惧している。

東京電力では東日本大震災クラスの地震は発生しない、津波対策も十分であると認識していた結果が原発事故につながったことから、情報を的確に分析、検証し県としての見解を持つようにしてほしいが、どうか。

原子力安全対策課長

原子炉建屋の構造健全性については、東日本大震災の1.5倍の規模の地震が発生しても、構造健全性は確保されると評価されている。

また、県ではこれまでも東京電力に対し、今後起こり得る様々なリスクを想定し事前の対策にしっかりと取り組むよう求めている。

古市三久委員

東京電力は安全だと主張しているが、県として独自に安全性を検証すべきである。
県としての見解を持ってほしい。

原子力安全対策課長

原子炉建屋の耐震安全性については、東京電力だけではなく原子力規制委員会の評価でもある。

古市三久委員

原子力規制委員会も東京電力も同じ学者の評価では同じ結果になる。第三者が評価すべきと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

東京電力の評価と原子力規制委員会の評価は、それぞれ独立した評価結果であり、いずれも安全は確保されると評価されている。

古市三久委員

東日本大震災以前の福島第一原子力発電所に対する安全評価は国も東京電力も本県も同じ立場であったが、その結果、原発事故が発生した。県として独自に安全性を評価すべきと思うが、どうか。

危機管理部長

県民の安全・安心を確保していくことが県の役割であり、廃炉安全監視協議会はまさに学識経験者である専門家と市町村によって構成された協議会であることから、協議会において国、東京電力の取組に対して県として専門家の意見を聞きながら安全性を確認しているところである。

委員指摘の地盤にひずみがたまっている件について、県としては、新しい見解が出た場合には、今までの評価の妥当性を専門家に確認しながら、県民の安全・安心を確保することが県の役割であると認識している。

古市三久委員

そのとおりである。県として独自に検証し、県民の安全・安心を守ることが大切であるため、しっかりと取り組んでほしい。

宮川えみ子委員

部長から、ALPS処理水を保管するタンクについては令和7年度末までに12基解体するとの説明があった。タンク自体の放射線量の関係から、このペースで

の解体が限界と理解してよいか。

原子力安全対策課長

A L P S 処理水のタンクの解体について、来年度末までに12基のタンク群、その後9基のタンク群の合計21基が解体され、解体後のタンク跡地は3号機の燃料デブリ取り出し関連施設の建設場所にするという方針を踏まえている。今後は、跡地利用計画を踏まえ、不要になったタンク群ごとに計画的に解体を進めていくため、タンクが1つ空になったらすぐに解体するというものではない。県としては、引き続き東京電力に対して中長期的なタンクの解体、敷地の利用計画などを明らかにした上で県民に対して分かりやすく情報発信するよう求めている。

宮川えみ子委員

このペースだと100年かかり、全く東京電力が説明しているような状況ではないと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

今1基目の解体が始まった現状を踏まえれば、かなりの時間がかかると思う。しかし、1基ごとに解体するのではなく、解体後の跡地利用計画も踏まえてタンク群ごとに解体を進めるため、今後、段階的にタンクの解体数は増えていく。

宮川えみ子委員

今後、解体作業は一段と進むとの理解でよいか。

原子力安全対策課長

県としては、中長期的なタンクの解体と敷地の利用計画を明らかにし、それを分かりやすく情報発信するよう東京電力に求めており、20年も30年も今のペースで進むものではないと考えている。

宮川えみ子委員

A L P S 処理水の放出について、今までの放出量と新たに発生した処理水の量はどのくらいか。また、処理水の貯蔵タンクの今後の見通しについても聞く。

原子力安全対策課長

東京電力のホームページによると、2月27日時点でA L P S 処理水の海洋放出前から貯蔵量が4万9,196m³減少している。1,000tのタンクに換算すると49基分である。

宮川えみ子委員

増えた分は幾らか。

原子力安全対策課長

減少量として答弁した4万9,196m³は、ALPS処理水の放出量から汚染水の発生量を差し引いた数値である。

宮川えみ子委員

差し引かない計算では、増加分と減少分はそれぞれどの程度か。また、タンクに換算するとどのくらいか、分かりやすく説明願う。

原子力安全対策課長

ALPS処理水の放出量は7万8,285m³、汚染水の増加量は2万9,089m³である。

宮川えみ子委員

減少したタンクは何基か。

原子力安全対策課長

1,000 t タンクで49基分である。

宮川えみ子委員

このペースでは目標どおりに終了しないと思う。私は以前から、より真剣に汚染水の増加を遮断できるようにしなければならないと述べているが、遮断についての具体的な対策が見えてこない。東京電力は汚染水の増加対策をさらに考えていきたいと述べているが、東京電力からどのような説明を受けているのか。

原子力安全対策課長

ALPS処理水の元になる汚染水の発生量を低減していくことは大変重要であるため、さらなる低減に向け、県としては、様々な知見や手法を活用した原子炉建屋等への地下水や雨水の抜本的な流入抑制対策を国と東京電力に求めている。

現在、東京電力ではフェーシングや凍土遮水壁などの重層的対策に加え、新たな対策として建屋外壁からの地下水の流入を抑制するための局所的な止水工事を実施している。県としては引き続き、国と東京電力に対し汚染水のさらなる低減を求めるとともに、廃炉安全監視協議会等を通じて国及び東京電力の取組を厳しく監視していく。

宮川えみ子委員

地下水等の流入を止められるかどうかの見通しについて、県の考えを聞く。

原子力安全対策課長

県としては国と東京電力に対して、様々な知見や手法を活用した原子炉建屋等への地下水や雨水の抜本的な流入抑制対策を引き続き求めていく。

宮川えみ子委員

流入抑制対策を求めているとの答弁であるが、実際に汚染水の流入は止まっていない。県としてはいつ頃までにどのような工事により止めようと考えているのか。少なくとも県として汚染水を減らす方策を探る必要があると思うが、考えを聞く。

原子力安全対策課長

県としては抜本的な対策を求めており、東京電力では現行の重層的な対策に加え、新たに建屋外壁からの地下水の流入を抑制するための局所的な止水工事を実施している。県としては、廃炉安全監視協議会等を通じてこうした取組をしっかりと確認していく。

宮川えみ子委員

見通しはどうか。

原子力安全対策課長

昨年、建屋の局所的な止水工事について5号機で試験を実施した結果、タービン建屋では流入量が2分の1減少し、原子炉建屋では5分の1減少している。令和6年度から3号機においても止水工事を開始しており、今後、汚染水の発生量の状況などについて県としてしっかり確認していく。

宮川えみ子委員

今後の見通し等も含め、県民に対して説明できるようにしてほしい。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、危機管理部の審査を終わる。

本日は以上で委員会を終わる。

3月12日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、人事委員会事務局及び出納局の審査である。

これをもって散会する。

(午後 2時27分 散会)